

令和4年度 熊本県立熊本支援学校高等部生徒心得

1 礼節

- (1)お互いに気持ちのよいあいさつや言葉遣いを心がける。
- (2)その場に応じた礼儀や節度ある行動を心がける。

2 通学

始業時刻	9:00
終業時刻	15:10

※長期休業中の帰宅時間については以下のとおりとする。

夏服時 19:00 冬服時 18:00

(1) 欠席

ア 病気やその他の理由でやむを得ず欠席する場合は、その旨を学校に連絡する。
(連絡は保護者が行う。)

イ 忌引きの場合は、必ず保護者が学校に連絡する。忌引きの期間は以下のとおりとする。

1親等:父母……………7日
2親等:祖父母、兄弟、姉妹……3日
3親等:おじ、おば……………1日

(2) 遅刻

病気やその他の理由でやむを得ず遅刻をする場合は、その旨を学校に連絡する。
(連絡は保護者が行う。)

(3) その他

通学途中の事故、又は災害等により通学困難な場合は、その状況を学校に連絡する。

3 服装

(1) 制服について

通学時は学校指定の制服を着用する。

ア 制服の着用期間(原則)

○冬服:10月1日～5月31日

○夏服:6月1日～9月30日

※移行期間を設定する。(移行期間は、気温等の状況をみて判断する。)

イ 制服の着用方法等

○ズボンは、すそをふまない長さとし、ベルト等(材質は指定しない)を使用
してよい。

○スカートはひざがかくれる長さとする。

○冬服での登下校時のみ、防寒コート等(形や長さは指定しない)を着用し
てよい。

○厳寒の際は、ブレザーの下にベストやセーター(ネクタイやリボンが見える
Vネックのものが好ましい)を着用する等内側に着る衣服で調整を行う。

(2) その他

- 通学用の靴は、革靴またはスポーツシューズとし、ハイカットの靴は配慮が必要な生徒のみ可とする。
- 通学時に制服以外で身につけるものについて、高校生が着用するものとしてふさわしいものとし、色等の指定はしないが、ハデでないものとする。

4 頭髪等

- (1) 頭髪は常に清潔にし、学習の妨げにならないように整える。また、パーマ、カール、染色、華美な飾り等はしない。
- (2) まゆそり、マニキュアはしない。
- (3) ピアスやネックレス、指輪等のアクセサリーを身につけない。

5 所持品

- (1) 自力通学生は、防犯ブザーを携行して通学する。
- (2) ポータブル音楽再生機、ゲーム機等を校内へ持ち込まない。
- (3) 携帯電話（スマートフォン）を校内へ持ち込む場合は、原則として自己管理とし、校内での使用はしない。ただし、担任の許可を得た場合、登下校時に家庭や学校への連絡が必要な場合は使用できるものとする。
- (4) 原則として金銭を校内へ持ち込まない。（必要がある場合は、担任に相談する。）
- (5) 刃物等危険な物を所持しない。

6 生活

- 以下のことを守り、高校生らしい生活を心がける。
- (1) 健康的な生活を送るために、運動・休養（睡眠）・栄養等のバランスを考慮して生活する。
 - (2) 下校の通学路の変更をしない。変更する際は、通学状況調べの書類を提出する。
 - (3) 外出するときは、身分証明書を常に携帯する。
 - (4) 外出するときは、必ず行き先や帰宅時刻を家族に伝える。
 - (5) 以下の行為を禁止する。
 - ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ。
 - イ 遊技場（パチンコ店）、娯楽施設（麻雀荘・競馬場）への立ち入り。
 - ウ ゲームセンター、カラオケ店、ネットカフェへの生徒のみでの入場。
※入場は、保護者同伴で可とする。
 - エ 窃盗、わいせつ行為。
 - オ 交通規則違反行為。
 - カ 器物の破損、設備の損壊行為。
 - キ 無断外泊・深夜の無断外出。
 - (6) 異性間の交際は、節度を守り、健全なものであること。
 - (7) 携帯電話（スマートフォン）やインターネットの利用については、家庭においてフィルタリング等の機器設定を行い、節度のある利用を心がける。また、インターネットのサイトや掲示板、ブログ等に無断で『顔写真や名前など他人を特定できる情報（個人情報）』や他人を誹謗中傷する内容の書き込みを一切禁止する。

7 交通に関する諸規定

(1) 自転車通学について

- ア 自転車通学を希望する生徒は、必ず自転車通学許可願を提出し、校長の許可を受け、本校発行の自転車用ステッカーを車体に貼り付ける。
- イ 交通規則を守る。(自転車の並走、二人乗り、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホン・ヘッドホン等での音楽を聴きながらの運転、指定された道以外での運転は禁止とする。)
- ウ 自転車の貸借等は禁止する。
- エ 自転車は、以下に示す学校で定めた内容のものを使用することを原則とする。

車種:シティサイクル、一般用自転車のみ

※マウンテンバイク等は原則禁止。

装備品:ライト、反射板、カゴの付いた自転車

ステッカー貼り付け、二重カギ

※TSマーク付帯保険に必ず加入する。



TS マーク付帯保険



自転車を安全に利用するための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検、整備し道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに貼られるマークです。このマークが貼られている自転車には、点検日から1年間の傷害及び賠償責任保険が付加されます。加入については、「TSマーク」のついた自転車安全整備店の看板のある店で、1000 円程度で貼付・取り扱いを行っています。(費用は店舗で多少異なるようです。また、点検・整備には別途手数料がかかる場合があります。)

(2) 各種免許取得について

原付免許、自動車免許取得に関しては、保護者・担任・高等部主事・本人で協議し、校長の承認後、取得の手続きを行う。無断で免許を取得することは禁止する。また、免許証の管理については、保護者の責任とする。

ア 原付免許について

- (ア) 原付免許試験を受験するときは、免許を必要とする旨を明記した原動機付自転車取得願を提出し、校長の承認を受ける。
- (イ) 原付免許の取得については、3年次以降とし、長期休業日等を利用して受験する。
- (ウ) 免許を取得した生徒は、各機関等で行う交通安全講習を受け、対応可能な保険に加入することとする。
- (エ) 免許を取得した生徒は、免許証の写しを学校に提出する。
- (オ) 原付免許取得後も、原付での通学は認めない。

イ 自動車免許について

- (ア) 自動車免許を取得するために自動車学校に入校する生徒は、免許を必要とする旨を明記した自動車免許取得願を提出し、校長の承認を受ける。
- (イ) 自動車学校入校は3年次の夏休み以降とする。
- (ウ) 自動車学校に通う生徒は、授業や現場実習等の支障にならないようにする。

- (エ) 検定・仮免・本免等の受験の日程は、本人・保護者・担任・高等部主事と話し合い、決定する。
- (オ) 免許を取得した生徒は、各機関等で行う交通安全講習を受け、対応可能な保険に加入することとする。
- (カ) 免許を取得した生徒は、免許証の写しを学校に提出する。
- (キ) 自動車免許取得後も、自動車での通学は認めない。

8 アルバイトについて

諸事情によりアルバイトを必要とする場合は、保護者・担任・高等部主事等と相談のうえ所定の様式により願い出て、校長の承認を受けること。ただし、授業期間中のアルバイトについては原則禁止とする。

- (1) アルバイトについては、原則として保護者の責任のもとで行うものとする。
- (2) 就業時刻、就業場所、始業・終業時刻、報酬、事故の際の保険、休日、服装等の細部にわたり、雇用者、保護者、生徒、担任、主事等の間で十分に話し合いを行い、学校生活に支障をきたさないようにする。
(※禁止の例：居酒屋等のアルコールを提供する店、夜間勤務にかかわる店、祭り等の出店など高校生として相応しくない店。また、内容については学校、保護者と相談の上、決定する。)
- (3) アルバイト中は、原則として身分証明書を携行する。
- (4) アルバイトによって、本来の学業に支障をきたした場合、雇用者、保護者、生徒、担任、高等部主事等の間で十分に話し合いを行い、アルバイト承認を取り消し、アルバイトを中断する。

以上の内容について、質問がある場合には、その都度担任に確認すること。
なお、きまりを守れなかった場合には、特別指導の対象となることもある。